堤根処理センター維持管理情報

令和6年2月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

発業物処埋法施仃規則第四条の五の. 項目	対象	種類	数	量(t)	
	1号炉	可燃性混合廃棄物	0.00		
世分した一般廃棄物の種類及い数重	2号炉	可燃性混合廃棄物	0.00		
三乗物処理法施行規則第四条の五の	二第一号	ロ及びホ ^{※1} に係る項目			
項目	測定の結果が得られた年月日		令和6年2月1日 ~ 令和6年2月29日		
	対象	測定を行った位置	測定の結果**2	基準値	
然焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉	炉出口 炉出口	_ _	- 800℃以上	
集じん器に流入する 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉	集じん器入口 集じん器入口	_ _	おおむね 200℃以下	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉	集じん器入口 集じん器入口	_ _	- 100ppm以下	
棄物処理法施行規則第四条の五の	二第一号	ハに係る項目			
項目	対象		除去を行った年月日		
冷却設備にたい積した	1号炉	令和6年	令和6年2月7日~8日		
ばいじんの除去	2号炉	令和6年	令和6年2月7日~8日		
排ガス処理設備にたい積した	1号炉	令和6年2月7日~8日			
ばいじんの除去	2号炉	令和6年2月7日~8日			
棄物処理法施行規則第四条の五の	一第一号。	ニに係る項目			
			測定に係る排ガスを 測定の結果の		
項目		採取した年月日	得られた年月日		
	1号炉	_	_		
	2号炉	_	_		
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果	基準値	
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m ³ N/h)】	1号炉 2号炉	<u> </u>	_ _	[13.58m³N/h	
ばいじん濃度 (g/m³N) (O ₂ 12%換算)	1号炉 2号炉	_ _	_ _	$0.08 \mathrm{g/m}^3 \mathrm{N}$	
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉 2号炉	<u>-</u> -	_ _	550mg/m ³ N	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉 2号炉	_ _	_ _	250ppm	
		測定に係る排ガスを 採取した年月日	測定の結果の 得られた年月日		
		#1: b: = : = 1 / v /			
	1号炉 2号炉				
	2号炉 対象	 測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果	基準値	
煙突から排出される排ガス中の※3 ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m³N)	2号炉		測定の結果	基準値 1.0ng-TEQ/m	

特記事垻

記入欄の「一」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 年1回以上の測定とする。